

## 社会貢献作業協定書

富山刑務所（以下「甲」という。）と富山県老人福祉施設協議会（以下「乙」という。）は、甲が乙に所属する老人福祉施設（以下「老人福祉施設」という。）において実施する社会貢献作業に関し、以下の協定書を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、老人福祉施設からの依頼に基づき甲が実施する社会貢献作業の内容及び同作業に対する老人福祉施設の援助など、必要な事項を定めることにより、同作業の円滑な実施を図ることを目的とする。

### （条件）

第2条 甲は、次の号に定める条件に基づいて労務を老人福祉施設に提供するものとする。

- (1) 作業場所 甲及び老人福祉施設が指定する場所
- (2) 作業内容 老人福祉施設が依頼する備品又は消耗品等の保全管理、修繕等の簡易作業、老人福祉施設の清掃作業
- (3) 就業人員 5名以内
- (4) 作業日程 甲と老人福祉施設の協議により、その都度決定する。
- (5) 使用物品 甲は、作業の実施に必要な機械器具その他備品を準備する。  
老人福祉施設は、作業の実施に必要な原材料及び消耗品を提供する。

### （報酬等）

第3条 第2条に定める作業は、無報酬とする。

### （災害補償）

第4条 第2条に定める作業の実施により、老人福祉施設が保有する備品が毀損等した場合の補償等は、その都度、甲と老人福祉施設が協議するものとする。

### （その他）

第5条 この協定の解釈に疑義が生じ、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙が協議するものとする。

### （附則）

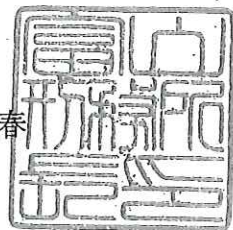
この協定は、令和4年4月1日から適用する。

この協定を証するため本書を3通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管する。

令和4年3月18日

甲 富山市西荒屋285の1  
富山刑務所長

菅原幸春



乙 富山市安住町5-21 富山県総合福祉会館（サンシップとやま）3F  
富山県老人福祉施設協議会  
会長

岩井広行



立会人 富山県厚生部参事厚生企画課長

藪下志郎

